

# ◎ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の 処方をご希望の患者さまへ

**7月1日** より、院外でお薬をもらわれる患者さまで、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を希望される方に、調剤薬局でジェネリック医薬品に変更できる処方箋を発行します。

## \*ジェネリック医薬品とは？

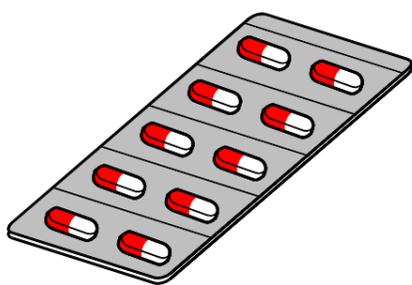
ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れたあとに発売される医薬品のことです。開発費が少なくてすむ分、価格が安くなります。

ジェネリック医薬品は新薬と薬効成分が同一で、効きめについても試験を行い、一定の基準を満たしているとして市場に売り出されます。

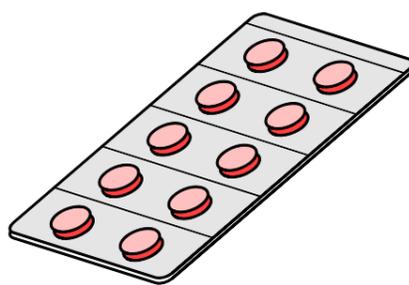
## ●ジェネリック医薬品の長所・短所

長 所	・新薬と比べて価格が安く、医療費負担が軽くなる
短 所	・薬効成分は同一だが、製薬会社・製造工程・ラインが違い、製品として新薬と全く同一というわけではなく、同じ様な治療効果が得られない場合がある ・医師、患者さまの信頼度が必ずしも高いわけではない ・商品流通上の安定度が必ずしも高いわけではなく、販売中止になる場合がある

- 先発医薬品とジェネリック医薬品は、成分は同じでも、色、形、味等は違う場合があります。



先発医薬品



後発医薬品  
(ジェネリック医薬品)

色と形は違いますが成分は同じです

## \*ジェネリック医薬品の処方を受けるには？

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、**まず主治医にご相談ください**。相談の結果、主治医がジェネリック医薬品の処方可と判断した場合、処方せんの該当欄に医師の署名が記載されます。この処方せんを院外の調剤薬局へ持っていき、患者さまと調剤薬局との相談の結果、適したジェネリック医薬品があれば、処方の変更され、調剤が行われます。このように処方がジェネリック医薬品に変更された場合、調剤薬局から処方元の医師へ処方変更の連絡が行われます。

